

2023文監第116号
令和5年12月25日

請求人
(略)

文京区監査委員 渡部敏明
同 松本理恵子
同 田中利周

令和5年11月27日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第242条第5項に規定する監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定している。また、第2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」として、住民監査請求の期間制限について規定している。

本件請求において請求人は、令和3年度の文京総合体育館外6スポーツ施設の管理運営に係る新型コロナウイルス対策に伴う追加の費用負担について、損失の補填の域を超え、利益の補填の域に達しており、違法不当であるから文京区に与えた損害を区長は賠償すべきと主張している。

しかしながら、「概算払による公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から一年を経過したときは、これをすることができないと解するのが相当（最高裁平成7年2月21日判決）」であることからすると、請求人が主張する令和3年度の文京総合体育館外6スポーツ施設の管理運営に係る新型コロナウイルス対策に伴う追加の費用負担については、令和4年4月7日及び15日に概算で算出した額を支出しており、財務会計上の行為から一年の請求期間を経過している。

また、請求期間を経過していることについての正当な理由もうかがえない。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないものである。